

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

処 分 庁 名古屋市中区社会福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が令和元年10月23日に提起した、処分庁による令和元年7月26日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に基づく保護停止決定処分（以下「原処分①」という。）に係る審査請求及び令和元年12月10日に提起した、処分庁による令和元年9月11日付け同条に基づく保護廃止決定処分（以下「原処分②」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求のうち、原処分①についてはこれを棄却する。原処分②についてはこれを認容し、原処分②を取り消す。

事案の概要

- 平成30年11月2日、請求人は失業による収入減で生活に困窮するとして、処分庁に対して保護申請を行い、処分庁は同月14日、平成30年11月2日付けで保護を開始する決定を行った。
- 平成31年1月8日、処分庁は名古屋年金相談センターに対する調査により、請求人が受給する老齢基礎厚生年金の平成31年2月分の受給額が [REDACTED] 円であることを確認し、あわせて平成31年2月分の介護保険料特別徴収額が0円となることを確認した。
- 平成31年2月7日、処分庁は、上記2により、請求人の平成31年2月における最低生活費が、請求人の同月分の年金収入額を下回ることを理由として、請求人の保護を平成31年2月1日付けで廃止する決定を行った。
- 平成31年4月18日、請求人は上記3の保護廃止決定処分を不服として、愛知県知事あて審査請求を提起した。
- 令和元年7月5日、愛知県知事は請求人の上記4の審査請求を認容し、原処分を取り消す裁決（以下「令和元年裁決」という。）を行った。

- 6 同月9日、請求人から処分庁あてに電話での連絡があり、処分庁職員は請求人に対して、裁決の結果とともに、あらためて要否判定を行うことを伝え、その際に必要となる給与明細、年金通知及び医療費の領収書等の資料を提出するよう伝えた。
- 7 同月26日、処分庁は平成31年2月1日付けで「収入が最低生活費を超えること」を理由として保護を停止する原処分①を行った。
- 8 令和元年8月5日、請求人は処分庁へ来庁した。その際、処分庁職員は請求人より、平成31年4月25日に就労先から給与収入の振込があったこと、企業年金として令和元年6月3日に [] 円を受領したこと並びに請求人の元妻及び娘から保護廃止の期間中にかかる生活において援助があったことを聴取した。
- 9 令和元年8月29日、請求人は処分庁へ来庁し、平成31年4月分の就労収入及び令和元年6月分の企業年金収入を内容とする収入申告書を提出した。
- 10 令和元年9月11日、処分庁は、令和元年8月1日付けで「収入が最低生活費を超える」、保護停止後6か月を超えて保護を要しない状態が継続していることを理由に、請求人の保護を廃止する原処分②の決定を行った。
- 11 令和元年10月23日、請求人は、愛知県知事あて原処分①について、取消しを求める審査請求を提起した。
- 12 令和元年12月10日、請求人は、愛知県知事あて原処分②について、取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分①及び原処分②につき、処分の取消しを求める。

(1) 原処分①について

処分庁は、平成31年2月7日付けで行った保護廃止決定処分が、審査請求の認容裁決によって取り消されたことに伴い、令和元年7月26日付けで、平成31年2月1日から、期間を定めずに保護を停止する処分を行っている。

しかしながら、保護の停止は、概ね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される場合又は保護を要しない状態がなお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある場合に行うものであって、この際、以後見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入認定額に基づいて、停止期間を日単位であらかじめ定めることとされている。

請求人の場合、最低生活費が収入認定額を下回ったのは、平成30年度の介護保険料が完納となったことを理由とする一時的なものであり、平成31年4月には介護保険料が賦課されること及び医療扶助の必要性からして、少なくとも平成31年4月には、あらためて保護を要する状態になることは明白であるから、保

護停止決定処分を行うに当たっては、そのように終期を定める必要があった。にもかかわらず、停止期間の終期を定めずに行われた原処分①は不当な処分である。

また、保護の停止は、保護を要しなくなった日から行われるのが原則であるが、処分庁が原処分①を行った令和元年7月26日時点では、請求人は再び保護を要する状況に陥っており、処分時点において請求人は保護を要する状態にあったにもかかわらず、平成31年2月1日まで遡及して保護停止を行った原処分①は不當である。

(2) 原処分②について

処分庁は、平成31年2月1日以降、請求人が親族から [] 円の援助を受けていたことを理由として、原処分②を決定している。

しかしながら、そもそもその原処分②の前提となる、令和元年7月26日付けで行われた原処分①自体が違法・不当なものであるから、その後になされた原処分②も違法・不当な処分である。

また、請求人が令和元年8月29日付けで行った [] 円の援助に関する収入申告について、処分庁はこれにより平成31年3月頃から令和元年6月頃まで収入があった旨認定している。

しかし、請求人は平成31年2月以降、原処分①までの間、事実上保護を廃止された状況にあったのであり、その間に、介護保険料の納付や医療費として親族から金銭を借り入れたとしても、生活を維持していく上では無理からぬことである。にもかかわらず、処分庁は、もともと保護廃止決定処分が取り消された後、遡及的に保護停止を行い、事実上保護廃止中のやむを得ない金銭の借り入れを取り沙汰したものである。

加えて、請求人が借り入れた [] 円は、短期間で医療費その他生活費に費消してしまったものであるほか、請求人は令和元年4月15日には [] 円を返還しており、請求人の手元には当該金銭は残存していない。

このような状況であるにもかかわらず、処分庁は、[] 円を長期間にわたり維持された収入として認定して原処分②を行っているが、請求人は令和元年4月15日時点において保護を必要とする状況にあったのであり、この点を無視してなされた原処分②は違法・不当な処分である。

処分庁は、平成31年2月以降の請求人の最低生活費を算定するに当たり、請求人が本来かかったであろう糖尿病の治療等の医療費を一切考慮していない。請求人は、平成31年2月に保護を廃止されて以降、糖尿病の治療や検査を受けようにも自費で支出するしかない状況におかれ、本来受けるべき治療を受けられなかつたものである。したがって、平成31年2月以降、請求人は病院にかかることができなったために、医療費が支出されていないだけであり、仮に保護受給中であれば、請求人には、糖尿病の治療や検査等のため通院する

ことによって相当額の医療費が発生した蓋然性がある。にもかかわらず、そういった点を考慮せずに最低生活費を算定し、保護を廃止した原処分②は違法・不当な処分である。

2 処分庁の主張

原処分①及び原処分②それぞれにつき、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(1) 原処分①について

請求人の平成31年2月時点における要保護性の有無については、平成31年7月5日付けの裁決書に指摘のあるとおり、最低生活費が収入認定額を下回っており、保護を要しないことは明らかである。

そして、処分庁は上記裁決の内容に従い、令和元年7月9日、処分庁職員はあらためて要否判定を行うため、給与明細、年金通知及び医療費の領収書等の資料の提出を求めたものである。

請求人は、原処分①に当たり、保護停止の期間を定めていないことを処分不当の理由としているが、保護の停止をする場合においては、停止理由によって、保護の再開時期が異なるものであり、本件の場合に停止期間を明示することになると、請求人の保護は、平成31年4月以降にしかできないことになる。

処分庁は、上記裁決に従って、あらためて請求人の平成31年2月以降の保護の要否について見直すに当たり、請求人の申告内容によつては、保護の要否及び程度を変更する可能性があったため、停止期間を定めなかつたのであり、原処分①に違法・不当な点はない。

(2) 原処分②について

処分庁は、平成31年2月以降の請求人の保護について、法及び関連通知の規定に従つてその要否を判定し、結果として平成31年2月以降、保護を要しない状態が6か月間継続したことを理由として、保護を廃止したものである。

すなわち、まず最低生活費については、平成31年2月から令和元年7月までにおける、各月の生活扶助、住宅扶助及び国民健康保険料を算定し、医療扶助については、請求人より提出された資料に基づき、平成31年2月分及び令和元年6月分としてそれぞれ [] 円及び [] 円を算定している。

次に、収入認定額については、平成31年2月から令和元年7月までにおける、各月の老齢厚生基礎年金を認定したほか、請求人の娘から借入した [] 円を平成31年2月分として、請求人の勤労収入 [] 円を令和元年5月分として、企業年金 [] 円を令和元年6月以降の毎月の収入として、それぞれ収入認定している。また、各月において収入認定額が最低生活費を上回った場合、その上回った額について翌月の収入に繰り越して認定している。

以上により算出された最低生活費と収入認定額とを対比して保護の要否判定を行った結果、請求人は平成31年2月から令和元年7月までの6か月間において、いずれも収入認定額が最低生活費を上回っており、保護を要しないものと判断し、保護を廃止したものであって、違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第8条は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定されている。
- これを受けて厚生労働大臣が定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)に基づいて、測定される需要と要保護者の資力とを対比し、当該資力で充足することのできない不足分について保護の程度が決定される。
- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-ア-(ア)では、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(中略)については、その実際受給額を認定すること。」とされている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8-1-(4)-アでは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの隔月に分割して収入認定すること。」とされている。
- (5) 局長通知第8-1-(4)-イでは、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」とされている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10-問12一答では、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準について、

1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお、確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。（以降、省略）

と定められている。

(7) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。（以下、「問答集」という。）第10-3-問10-19（答）では、保護停止の決定の期間について、「一時的な収入の増加がみられたが、ある時期が到来すれば、再び保護が必要となることが必然的に予見される場合に行われる保護の実施の一時的中断」であるときは、「増加された一時的な収入の額に応じて、その中断すべき期間は客観的に明らかであるから決定に当たっては期間を明示することとすべき」とされている。

2 原処分の適法性について

(1) 原処分①について

原処分①は、当初、平成31年2月1日付けで保護廃止とする決定を処分庁が行ったところ、令和元年裁決により、当該廃止決定処分が取り消されたため、あらためて処分庁が請求人の当時の保護の要否について判断し、決定を行った処分であると認められる。

ここで、当時の請求人の保護の要否については、令和元年裁決にも示されており、少なくとも平成31年2月1日の時点では、請求人において最低生活

費が収入認定額を下回っており、保護を継続することはできない状態であったと考えられる。

したがって、請求人においては、上記裁決により平成31年2月1日付けの保護廃止決定処分が取り消され、同日以降も保護が継続する状態となつた一方で、実際には平成31年2月1日時点における保護の必要性はなく、処分庁はそのような不整合をただすため、令和元年7月26日に、平成31年2月1日まで遡って保護停止とする原処分を行つたものと認められる。

このような保護の停止については、生活保護制度上、通常想定されたものではないが、当時の請求人の保護の要否を適切に反映させるために行われたものであり、停止したこと自体について、違法又は不当と評価することはできない。

また請求人は、最低生活費が収入認定額を下回ったのは、平成30年度の介護保険料が完納となったことを理由とする一時的なもので、平成31年4月には介護保険料が賦課されること及び医療扶助の必要性からして、少なくとも平成31年4月には、あらためて保護を要する状態になることは明らかで、原処分①を行うに当たっては、終期を定める必要があったにもかかわらず、停止期間の終期を定めずに行われた原処分①は不当な処分であると主張する。

確かに請求人が主張するとおり、平成31年2月当時において請求人が保護を要しなくなったのは、介護保険料の賦課額が一時的に0円になったことを原因とするものであり、平成31年4月にはかなりの蓋然性で保護を要する状態になつたと認められる。

しかしながら、本件における保護停止決定処分は、前述のとおり、当時の請求人の保護の要否を適切に反映させるため、事後的に行われたものである。請求人においては、平成31年4月の時点で保護を要する状態となる可能性が高いものである一方、請求人における当時の医療扶助の必要性などを考慮すると、平成31年4月よりも前の時点において、保護の再開を必要とする可能性も相当程度に高かつたと認められる。

仮に、請求人が主張するように保護停止期間の終期を定めて停止処分を行つたとすると、当該終期までの間については、保護の実施機関は、原則として保護の要否について調査を実施する必要はなくなるが、本件のような場合に、処分庁があえて停止期間の終期を平成31年4月と定め、それまでの期間については、遡つて保護の要否を検討する必要がないとすることは、請求人の当時の保護の要否を適切に反映させることにはならず、妥当ではない。

したがって、原処分①の保護停止については、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される場合ではあるが、なお具体的に停止期間の終期を定めることができない場合に該当するものであつて、保護停止期間の終期を定めなかつたことにつき、違法又は不当な点は認められない。

また、請求人は、原処分①を行った令和元年7月26日時点において、請求人は保護を要する状態であったにもかかわらず、処分庁は平成31年2月まで遡って保護停止としていることにつき、違法である旨主張している。

確かに、仮に請求人が令和元年7月の時点において保護を要する状態と認められる場合には、少なくとも令和元年7月以降について保護を再開すべきことは当然である。もっとも、原処分①を決定した時点において保護を必要とすることと、平成31年2月まで遡って保護を停止することとは、相容れない関係ではなく、前述のとおり、原処分①は、請求人に係る平成31年2月以降の保護の要否について、適切に反映させるためのものであって、仮に原処分①を決定した当時において保護が必要とされる場合でも、平成31年2月1日以降の保護を停止する必要性は別に認められるものであり、請求人の主張は認められない。

以上のとおり、原処分①については、処分庁において違法又は不当な点は認められない。

(2) 原処分②について

ア 保護停止期間中の収入認定について

原処分②は、原処分①による平成31年2月1日付けの保護停止を前提として、請求人において、そこから継続して6か月間保護を要しない状態であったことを理由とした、保護廃止決定処分と認められる。

ここで処分庁は、原処分②を決定するに当たり、請求人が平成31年3月頃に請求人の娘から借りた [] 円を収入認定し、主にこの収入をもって令和元年7月まで継続して保護の必要がなかったものと判断しているが、この判断につき、違法又は不当と認められる点はないかが本件の一つの争点となっている。

まず、一般的に、被保護者において、その親族から仕送り等の収入があった場合、処分庁が主張するとおり、次官通知第8-3-(2)-イー(ア)及び局長通知第8-1-(5)に基づいて、その全額を収入認定することとされている。そうすると、本件において、これらの通知をそのまま適用すれば、請求人の娘から借りたとされる [] 円は、そのまま全額を収入認定することになる。

しかしながら、本件において、当該収入認定の適否を判断するに当たっては、本件の事案の特殊性についても考慮する必要がある。すなわち、本件では、令和元年裁決による保護廃止決定処分の取消しに伴い、処分庁は過去に遡って保護の要否・程度について測定しており、本件収入認定はその中で行われたものである。

これは、一般には想定されていない例外的な保護の決定であって、上記の各通知においても、こうした例外的な事例を想定して定められたものとは解されない。そうすると、本件において収入認定を判断する上では、基本的には各通知の定めに基づいた取扱いを行うべきではあるが、本件のこうした特殊性も加味した上で、収入認定の適否について実質的に判断する必要がある。

そこで本件について検討するに、娘から借りたとされる [REDACTED] 円について、当該収入を得た平成 31 年 3 月当時、請求人は、処分庁による保護廃止決定処分により、保護を受けていない中で受けた収入であること、当該借入金は、主に生活費及び医療費のために借りたとされるところ、処分庁による保護廃止決定処分が行われなかつたとすれば、こうした借り入れが必要とはならなかつた可能性もあること、また、当該借入金については、平成 31 年 4 月頃には娘に返済していることなどを考慮すると、過去に遡って保護の要否・程度を測定するに当たり、当該 [REDACTED] 円をあえて収入認定する必要性はなかつたというべきである。

もっとも、例えば 6 か月分の最低生活費に相当する額の収入があった場合など、過去に遡って保護の要否を測定しても、その当時において長期間にわたり保護を要しないことが明らかな場合にまで収入認定しないとすることは妥当とはいえない。

しかしながら、前述のとおり、特別な事情が認められる本件のような場合において、あえて娘からの借入金 [REDACTED] 円を収入認定し、それをもって遡って平成 31 年 2 月から令和元年 7 月までの 6 か月間保護を要しないと認定することは、本件の経緯に鑑みると不当な認定であり、それに基づき決定された原処分②は不当な処分であると言わざるを得ない。

イ 医療扶助の必要性について

次に、請求人は、本来かかっていたであろう糖尿病等の治療のための医療費につき、一切考慮されることなく原処分②が行われたことにつき、違法不当である旨主張している。

この点については、過去の医療扶助の必要性につき、その当時、最低限度の生活を保障する上でどの程度の医療扶助が必要であったのかを、遡って測定することは困難であり、具体的に医療費がどの程度必要とされていたかを算定することも困難であると言わざるを得ない。

したがって、処分庁としては、実際上、平成 31 年 2 月以降の医療扶助については、請求人から申告される実際にかかった医療費の額をもとにした方法でしか算定することはできず、仮に、請求人において保護が継続することによって受け取ることができた医療扶助を、保護が廃止となつたことで享受できなかつたとしても、それによって生じた損害の賠償を求めるといった方法は別として、保護の要否判定において、それを遡って考慮することはできないというべきである。

もっとも、処分庁は、原処分①を行つた令和元年 7 月から原処分②を行つた令和元年 9 月にかけて、遡って平成 31 年 2 月以降の請求人の保護の要否について調査及び検討を行つてゐるが、それに当たつては、請求人から実際に病院の受診によって生じた医療費や国民健康保険料の額を聴取するのみで、その他に、医療扶助の必要性について調査及び検討を行つた事実は認められない。

この点、処分庁は、医療費につき、請求人が令和元年8月29日に申告した内容のもの以外には把握しておらず、保護停止となった平成31年2月から原処分②を決定するまでの間において、請求人から医療費を含めて生活に困窮するとの申請はなかったことから、具体的に医療扶助の必要性について調査する必要がないと主張しているものと見受けられる。これに対して請求人は、糖尿病治療のための病院の紹介を依頼するなど、処分庁に対しては、糖尿病の治療が必要であることを伝えている旨主張しており、両者の主張は対立している。

しかしながら、令和元年裁決において「平成31年2月当時において治療を行っていないかったとしても、今後糖尿病による治療が必要となることは十分に予想されるもの」と摘示はされており、処分庁においては、請求人の保護の要否をあらためて判定する上で、少なくとも糖尿病に関する医療扶助の必要性について、具体的に調査すべきであることは認識していたと考えられる。

そして、平成31年2月に一旦請求人は保護が廃止されたが、当該決定が裁決により取り消されたことをもって、保護の要否について再検討するに至ったという本件の経緯に照らせば、処分庁においては、少なくとも令和元年7月以降、当該調査の時点における請求人の医療扶助の必要性について、より積極的に調査及び検討を行うことが求められていたというべきであり、必要に応じて検診命令を実施するなど、請求人の医療扶助の必要性について調査及び検討すべきであったと認められる。

そうすると、処分庁は、平成31年2月以降の請求人の保護の要否につき、請求人から実際に病院の受診によって生じた医療費や国民健康保険料の額を聴取するのみで、その他に、医療扶助の必要性について具体的な調査及び検討を行っておらず、その判断過程には瑕疵があったというべきである。

したがって、原処分②については、こうした不十分な調査及び検討により決定された点においても、不当な処分であると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、原処分①に係る部分については、違法又は不当な点はなく当該審査請求は理由がないことから行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により、また、原処分②に係る部分については理由があることから行審法第46条第1項の規定により、それぞれ主文のとおり裁決する。

令和2年12月3日

愛知県知事 大村秀章



- 1 この裁決のうち、原処分①の部分について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、名古屋市を被告として審査請求に係る原処分①の取消しの訴え又は愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、本件審査請求手続きで取消しを求めた原処分①が違法であることを理由として、この裁決の取消しを求めるることはできません。